



令和7年2月28日

箱根町記者発表資料

春季火災予防運動の実施について

1 目 的

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止して、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐため。

2 内 容

(1) 実施期間：3月1日(土)～3月7日(金)

(2) 内容

- ◆ 防火ポスター展の開催
- ◆ 幼年消防クラブ員の法被着用通園の実施
- ◆ 幼年消防クラブ員を対象とした防火・防災教育の実施
- ◆ 住宅防火対策の推進
- ◆ 特定防火対象物等を対象にした防火安全対策の推進
- ◆ 車両火災予防対策の実施
- ◆ 林野火災予防対策の実施
- ◆ 防災行政無線・消防車両（巡回）による防火広報の実施
- ◆ 消防機械器具の点検・整備の実施
- ◆ 消防水利の調査・保全の実施
- ◆ 消防本部、消防署、消防団による消防総合訓練の実施

照会先

箱根町消防本部消防総務課予防係 担当：小澤

電 話 0460-82-4505

E-mail fdyobou@town.hakone.kanagawa.jp

令和7年春季火災予防運動実施計画（案）

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 統一標語

『 守りたい 未来があるから 火の用心 』（令和6年度全国統一防火標語）

『 ふるさとの 山を守ろう 火の手から 』（令和7年全国統一山火事予防標語）

3 実施期間

令和7年3月1日（土）から3月7日（金）までの7日間

4 実施区域

箱根町全域

5 実施機関

箱根町消防本部、消防署、消防団

6 協力機関

箱根町防火管理者等協議会

町内幼年消防クラブ

町内各種団体

7 当町における重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
- (4) 放火火災防止対策の推進
- (5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (6) 車両火災予防対策の推進
- (7) 幼年消防クラブ員に対する防火指導の推進
- (8) 林野火災予防対策の推進

8 消防本部の実施事項

(1) 広報活動の推進

ア 町広報紙による防火広報

町発行の広報紙「広報はこね」に、本運動の主旨及び実施内容等を掲載し、防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

イ 報道機関への協力依頼

情報を提供し、火災予防関連記事の掲載や火災予防行事の報道について依頼する。

(2) 防火ポスターの配布及び展示

防火広報を目的としたポスターを町内各事業所等に配布するとともに、当町の防火ポスターコンクール審査会において、一次審査を通過した作品を展示した防火ポス

ター展を開催する。

- (3) 幼年消防クラブ員の法被着用通園
期間中「火の用心法被」の着用通園について依頼する。
- (4) 幼年消防クラブ員を対象とした防火・防災教育
防火教育紙芝居を用いた防火・防災教育を実施する。
- (5) 住宅防火対策の推進
住宅用火災警報器の設置率の向上及び適正な維持管理の推進を図る。
- (6) 特定防火対象物等を対象とした防火安全対策の徹底
対象施設を絞った重点査察を実施して、防火安全対策の徹底を図る。
- (7) 車両火災予防対策の推進
ホテル等の自家用バスの防火安全対策の周知徹底を図る。
- (8) 林野火災予防対策の推進
ハイカー等に対する林野火災予防広報及び広報用標柱等の点検整備を実施する。
- (9) その他本運動の推進に効果があると認めるもの

9 消防署の実施事項

- (1) 広報活動の推進
 - ア 懸垂幕等の掲出
役場本庁舎に懸垂幕、消防署各署の車庫前等に懸垂幕、横断幕、立看板等を掲出する。
 - イ 防災行政無線による防火広報
防災行政無線による火災予防広報を実施する。
 - ウ 消防車両による巡回広報
期間中、定期的に町内を巡回するとともに、乾燥時及び強風時には出火及び火災拡大の防止のための広報を実施する。
- (2) 消防車両及び機械器具の点検整備
消防署に配備されている消防車両及び機械器具の点検整備を実施する。
- (3) 消防水利の調査、保全
管内の水利状況の把握及び点検整備を実施する。
- (4) その他本運動の推進に効果があると認められるもの

10 消防団の実施事項

- (1) 広報活動の推進
消防団詰所の車庫前等に立看板等を掲出する。
- (2) 消防車両及び機械器具の点検整備
消防団詰所等に配備されている消防車両及び機械器具の点検整備を実施する。

11 消防本部、消防署、消防団の合同実施事項

消防総合訓練の実施

湯本富士屋ホテル(湯本地区)において、消防本部、消防署、消防団及び湯本富士屋ホテル自衛消防隊による合同消防総合訓練を実施する。

12 その他

広報、防火指導等の実施にあたっては、次の『住宅防火 いのちを守る 10のポイント』に関する広報を含めて行う。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

○4つの習慣

- 1 **寝たばこ**は絶対にしない、させない。
- 2 **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 **こんろ**を使うときには火のそばを離れない。
- 4 **コンセント**はほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- 1 (出火防止)
火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 (早期覚知)
火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 (延焼拡大防止)
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防災品**を使用する。
- 4 (初期消火)
火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 (早期避難)
お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 (地域の助け合い)
防火防災訓練への参加、近隣同士の声かけなどにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。